

第百五十四回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第十九号

平成十四年五月二十九日(水曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君

理事 中野 清君 理事 根本 匠君

理事 山口 俊一君 理事 山本 幸三君

理事 海江田万里君 理事 古川 元久君

理事 石井 啓一君 理事 中塚 一宏君

理事 岩倉 博文君 金子 一義君

金子 恭之君 倉田 雅年君

小泉 龍司君 七条 明君

砂田 圭佑君 竹下 巨君

竹本 直一君 林田 彪君

増原 義剛君 山本 明彦君

吉田 幸弘君 吉野 正芳君

渡辺 喜美君 五十嵐文彦君

生方 幸夫君 江崎洋一郎君

鎌田さゆり君 小泉 俊明君

佐藤 観樹君 中川 正春君

永田 寿康君 長妻 昭君

上田 勇君 遠藤 和良君

藤島 正之君 佐々木憲昭君

吉井 英勝君 阿部 知子君

植田 至紀君

財務大臣

国務大臣

(金融担当大臣)

内閣府副大臣

財務副大臣

財務大臣政務官

財務大臣政務官

政府参考人

(財務省主税局長)

財務金融委員会専門員

白須 光美君

委員の異動

五月二十九日

辞任

中村正三郎君

小林 憲司君

同日

辞任

吉野 正芳君

鎌田さゆり君

補欠選任

吉野 正芳君

中村正三郎君

小林 憲司君

五月二十三日

消費税の大増税に反対、税率を三%に引き下げることにする請願(中林よし子君紹介)(第三二四〇号)

同(春名真章君紹介)(第三二六〇号)

出資法の上限金利の引き下げ等に関する請願(鈴木淑夫君紹介)(第三二八五号)

同(阿部知子君紹介)(第三三六一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三三六二号)

同(吉井英勝君紹介)(第三三六三号)

同月二十九日

消費税率引き上げ反対に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第三四五〇号)

同(瀬古由起子君紹介)(第三四五一号)

消費税の大増税に反対、税率を三%に引き下げることにする請願(塩川鉄也君紹介)(第三五〇九号)

同(小沢和秋君紹介)(第三五九二号)

同(児玉健次君紹介)(第三五九三号)

消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第三五九一〇号)

計理士に公認会計士資格付与に関する請願(石井一君紹介)(第三五九一号)

は本委員会に付託された。

五月二十七日

ペイオフ解禁に伴う地方公共団体の公的預金の保護に関する意見書(兵庫県生野町議会)(第四九一一号)

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

○坂本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、法人税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、ただいま議題となりました本案に対し、海江田万里君外二名から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。海江田万里君。

法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(本号末尾に掲載)

○海江田委員 ただいま議題となりました法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由の説明をいたします。

近年、企業グループの一体的経営の急速な進展や企業組織の柔軟な再編成を可能とするために、純粋持ち株会社の解禁、会社分割法制の整備、自社株保有の解禁、株式交換・移転制度の創設などの法整備が順次進められてきました。このような中において、企業組織形態の変更に伴う税制の中立を確保する連結納税制度の導入は、企業組織

再編成を促進し、急激な社会経済環境の変化への対応、我が国企業の国際競争力強化に資すると考えられます。

この意味で、連結納税制度の導入は、私たち民主党が従来から主張してきたところであり、むしろ政府・与党の対応が遅きに失した感があるものの、当然の改正であると考えるところでございます。

しかし、他方、同法案には、本日に政府は連結納税制度を導入する気があるのか疑念を抱かざるを得ないような点があります。グループ内寄附金の控除を認めない、子会社の損失を翌期に繰り越せないなどは、制度乱用の防止策というより、税収確保のための小細工といった感があります。

特に、連結付加税につきましても、制度そのものについても、二%という税率についても、単に歳入確保という以外に全く論理的説明がありません。大和総研や読売新聞が行ったアンケート調査によりますと、実際には、連結付加税の創設によって、導入企業が限定される可能性が非常に高くなっております。これでは、連結付加税があるがゆえに、我が国企業の国際競争力強化のテンポがおくれかねません。そればかりか、導入企業が数社のみとなれば、連結納税導入による減収規模は極めて小さくなって、課税ベース見直しによる増収が上回り、本法案は、いつの間にか数億規模の大規模増税法案へと豹変する可能性があります。

このため、民主党は、特に連結納税制度導入の趣旨と相反すること甚だしいこの連結付加税について、これを削除することが望ましいと考え、本修正案を提出することといたしました。

次に、本修正案の内容の概要を御説明申し上げます。

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

平成十四年五月二十九日

第一類第五号

財務金融委員会議録第十九号

本修正案では、連結法人税額の計算に關し、二年間の措置として、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度について、連結所得の金額に対する税率に二%の税率を上乗せする旨の規定を、削除することとしております。

以上が、ここに修正案を提出する理由及び概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○坂本委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として財務省主税局長大武健一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石井啓一君。

○石井(啓)委員 おはようございます。公明党の石井啓一でございます。ただいま説明のございました民主党の修正案について、まず質問をさせていただきます。

本修正案では、連結付加税の部分を削除するということになっておりますが、十四年度の当初予算では、この連結付加税分の予算、歳入として七百三十億円、十四年度予算で計上をされているわけでありまして、連結付加税を取りやめた場合、十四年度の歳入の補てんを実務的にはどうされるおつもりなのか、確認をいたしたいと思っております。

○海江田委員 石井委員にお答え申し上げます。本来でしたら、年度改正の議論のときに政府が、

企業向け租税特別措置の抜本的な見直しでありまして、それから歳出面での節減など、相応の努力をしていけば連結付加税創設は必要がなかったところでございます。

特に民主党は、今国会におきまして予算の組み替え動議を要求しているところでございますが、これは、従来型の公共事業、特殊法人への補助金などのむだな歳出を見直すことによって二兆円余りの歳出削減を行う一方で、最悪の状況にある雇用の改善や、次世代を支える新たな産業育成などの分野の予算を約一・七兆円増額することを求めています。

この組み替え要求の一端として、既に連結付加税削減による減収を見込んでおり、その補てんは、歳出の見直しによる歳出削減によって行うこととしていただいております。

しかし、既に予算が成立しております。予算が成立しております。現時点におきましても、その減収分を見出すことは可能でございます。例えば、昨年度におきましては、各省庁に対しまして八月十日付の財務省通達によって、一般旅費の二〇%、それから物件費一五%の留保要請を行ったところ、一千六百億円の節約が可能となっております。これが第一次補正予算の財源となったところでございます。

以上のことを勘案しまして、歳出の見直しを通じて連結付加税上乗せの中止に伴う減収分を補うことこそが政府、民間それぞれの構造改革を進めることであり、同時に、それが可能であるということをお答え申し上げます。

○石井(啓)委員 先日の質問でも私、実は財務大臣に主張を申し上げたんですが、実務的に考えますと、今二年後にこの財源措置を見直すというふうになっておりますけれども、閣議決定されておりますけれども、それをなるべく前倒しをして、まず政府の原案で実施をしてみてもその実情をなるべく早く把握した上でその財源措置を、二年後と言わず、なるべく早期に見直しをすることということ

が現実的な対応ではないかというふうに私どもは思っておりますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○海江田委員 もちろん二年後の見直しという規定もあるわけでございますが、私どもはやはり、まずスタートに当たりますが、一つでも多くの企業がこの制度に参加をさせていただくということが肝要だと考えているわけでございます。大臣はせんだつての答弁で、この付加税の部分は苦肉の策だというお話がございましたけれども、私どもに言わせれば羊頭狗肉の策である、このようにお答えざるを得ない状況でございます。

○石井(啓)委員 その辺は多少見解が違ふところでありまして、私どもも、この付加税については、ある意味で企業再編を抑制するという意味合いもございまして、決して望ましいとは思っておりません。

ただし、財源を補てんするという観点から、この連結納税を導入する企業のみならず、幅広い企業が財源補てん措置に協力するという意味合いがある中で、連結納税を導入する企業もやはりそれなりの負担をせざるを得ないのではないかということから、私どももやむを得ずこれは認めたわけでありまして、これを実施した状況を早期に把握して、財源措置は見直しをしていくことが実態的には望ましいのではないか、こういうふう

に考えております。それでは、財務省の方にテーマを変えてお聞きをいたしますけれども、五月の二十一日ですか、経済財政諮問会議におきまして、平成の税制改革というところで、経済財政諮問会議の民間委員から税制改革の提案がなされているわけでございますけれども、これが基本的な方針である、これをもとにして、今後、政府税調あるいは与党税調等で検討していく、こういうふうな伺っておりますが、この経済財政諮問会議におきまして基本方針について財務省としてはどのように評価をされているのか、伺いたいと思っております。

○塩川国務大臣 平成の税制改正とおっしゃられましたのは、やはりシャープ勧告当時の税制に対して根本的に考え方を変えたいという思想がそこにあられておるんだろう、私はそう受けとめておりまして、また事実、そうでなければならぬと思っております。それが一つで、その点におきまして我々も考え方は同一でございます。

もう一つは、財政諮問会議と政府税調との間で非常に意見の、何と申しましうか、あえて相違があるとするならば、それは、税の根本思想でございます。公正、中立、簡素という思想の中立というのをどう解釈するかという、このとり方を中心にして議論がございましたが、しかし、諮問会議におきましても政府税調においても、結局は同じことをしておられるんだが、そこは時間の差なり、あるいは取りつき方の違いではなからうかと私は思っております。

私たちの考えております中立というのは、国対民間のバランスが絶えず中立であってほしい、こういう意味で言っております。とりあえず中立よりも活性化の方が優先する。しかし、活性化のみで財政のバランスを崩してしまつたらいかぬから、まずはとりあえず活性化に尽力をして、その活性化から上がってくるところのいわば成果をもつて財政のバランスをとるべきである、こういうふう

に言っております。そこが若干違ふところでございます。私たちは、官対民のバランスを絶えずとっていきたいが、そこに時間的な経過をある程度含んだのバランスであつてもいい、こういうことを主張しております。そこが若干違ふところでございます。その他におきましては大体、御意見は同じようなことだと私は認識しております。

○石井(啓)委員 いずれにしましても、これは与党の中でも今後、税調等で議論をされるところでございますので、私どもも具体的な提言等をさせていただきます。

では、以上で質問を終わります。

○坂本委員長 次に、生方幸夫君。

○生方委員 民主党の生方でございます。

今議題になっている件でございますが、連結付加税についてですけれども、いろいろ問題点はある指摘をされているわけで、これが障害となつて、せっかく連結納税制度をとつても導入する企業が少ないんではないかというふうに言われて、大臣も二年後をめどに見直しをするということなんですけれども、やる前からほとんどこういう問題点が指摘されているわけですから、二年後と言わずに、やはり当初から、もうこれ、たかだか数百億円程度の税収を上げるために、せっかくいい税制改正をして役に立たないというんじゃ価値がないと思ふんです。

大臣、たびたびの質問であれんですが、大臣の御決断で恐らく連結付加税というのをやめるといふことはできると思うので、決断をしていただけないでしょうか。

○塩川国務大臣 修正案が出てまいりましたら、やはり修正案と本案との比較をして決定していただくのがいいと思つておまして、私たちは、原案につきまして、先ほども何回も申し上げておりますように、とりあえず連結納税というインセンティブを与える、けれども、これによって多少の法人の間における、要するに、不公平とは申しませんが、政策上のことでございまして、それによつてある程度の特定の利益をとる法人も出てくる。その法人に対しまして、ある程度のいわゆる社会的寄与といふことも考えてもらいたい、そういう思想からのことでございます。

でございますから、連結納税制度によるこの企業の活性化をねらおうといふことは、修正案を出しておられる民主党の方々も我々も同じ考えでございますから、その連結納税制度を実施して、その上で、すぐにその検討に入りたい、検討した上のことでもつて判断したい、こういうのが私たちの考え方でございます。

○生方委員 私たちは私たちの修正案がいいと思つているので、ぜひともこれは外していただき

たいといふことを要望すると同時に、実際に運用を始めて、この制度があるために、付加税があるために導入しないという企業が出てきた場合、速やかに判断をしていただきたいといふことをお願い申し上げます。次は質問に移りたいと思ひますので、提案者、修正案の方、こちらで結構でございます。

先日、新聞で、ソフトバンクがおおぞら銀行の保有株を売却するかもしれないという新聞報道がなされました。私も当時、予算委員会でもいろいろこの問題について論議をして、むしろリップルウッ드의株が売られてしまうんではないか、それで大きな利益を上げるんじゃないかといふことで我々は批判したことがあったんですが、まさかソフトバンクが、株を取得してからまだ一年九カ月ぐらいいかたつていない時点で株売却という話が出てきたことにまた非常に驚いておるわけですが、これも、まず柳澤大臣、これを最初聞いたとき、感想だけで結構ですが、どのような感想をお持ちになりましたか。

○柳澤国務大臣 これを聞いたときとか、まだ聞いてはいないんですけれども、報道といふことで申しますと、報道はすぐ当該の企業で否定といふか、そういうことをされているようですが、そういうことを抜きにして、報道そのものを見たときどう思つたかといふことを申し上げますと、何と申しますか、少し困るなといふか、困るな、こういうことですね。

○生方委員 リップルウッドを我々が批判したときは、あそこは投資会社なんだから、いづれ健全な会社にして売つて利益を得るんだらうといふことをまず一番最初に懸念したわけですね。ソフトバンクの場合も、その後のネットバブルの崩壊等があつて、借入金等を何とか少しでも少なくしようといふ自社の経営判断から売らうといふようなことが新聞報道ではなされております。

このとき我々一番懸念するのは、大量の公的資金が導入をされ、不良債権をきれいにした形でいわば国営化から民営銀行に移したわけでございますから、恐らく今の時価評価でいへばかなり株価の評価といふのは高くなつていっているのではないかと。したがつて、ソフトバンクが今売却するとどのぐらいの利益が上がるんだらうかといふことが最初に私なんかは懸念材料としてあるんですが、金融庁としては、今仮にソフトバンクが株を売却したとすると、どのぐらいの利益が上がるかといふふうに御試算なさつていただけますでしょうか。

○村田副大臣 お答えいたします。あおぞら銀行の株式でございますが、ソフトバンクは、旧日債銀の譲渡時におきまして総額四百九十三億円の出資を行ひまして、普通株式のうち四八・八七%を所有している状況にありますけれども、あおぞら銀行の株式がまだ上場されておられませんので、委員の御質問にもかかわらず、現在の市場価値を私どもとしては把握することは困難であるといふふうにお答えを申し上げます。

○生方委員 これは、法的には、ソフトバンクが株を売るといふことを金融庁が阻止することができるとは思ふわけではございませんが、しょうがないんですけれども、ただ、国民感情としては、今幾らで売つたら幾らぐらいいうかるのであらうかといふことは非常に気になるわけで、その数値を根拠にしながらある程度の指導といふものをしなければいけないと思ふので、やはりある程度、どのぐらいいかたつたら利益が上がるんだらうかといふことを金融庁としても把握しておく必要があると思ふんですけれども、大臣、いかがでございますか。

○柳澤国務大臣 そういう面も必要かとも思ひますけれども、私どもとしてはやはり、今委員も御指摘になられたとおり、二年たつていない前に、いろいろな審議を、特に再生委員会の委員等を煩わしているいろいろな検討をした結果、このグループが最適の譲渡先である、そういうことを判断して、その中のいわば端役ではなくて主要な役割という

かシェアを持つていられる方ですので、そのことをやはりよく踏まえていろいろなことを考えてもらうことが必要だといふふうに私は思つていられるわけです。これは本当に、この制度は破綻した銀行を一たんにきれいにし、そして再生をさせるということですので、非常に投資先としても有望な投資先だと私も思つていられるわけですね。そういう意味合いからいふと、私なども、なぜもつといふいろいろな人がいろいろな構想を持つてこの投資先のコンベに参加しないのかといふことが、逆に不思議なくらいであつたといふのが率直な感想です。

ですから、ある程度それはリスクを感じたのかもしませんが、いづれにせよ、私どもは、株の評価が上がるといふことはその後の経営がまずまずの成績であれば当然だと思つていまして、そのこと自体を私どもも云々するといふことは、これからはもつと株の評価は上がるでしょうから、そのこと自体は我々からすると当然のことが起こつているとしか思えないんですが、ただ、そうであるだけに、やはり当初の枠組みといふか、そういうものを尊重した上でいろいろな行動をとつてもらいたいといふのが、一般論として私どもが希望していることです。

○生方委員 きょういろいろ聞いたんですけれども、どうも幾ら今もかかるかといふのは出ないといふことなので、私もちよつと知り合いの証券会社の方に、きのうの夜ですけれども、急遽調べていただきました。もちろん、上場している株ではございませんから確定した額といふのが出るわけではないんですけれども、一般的に、同業他社と比べて大体幾らぐらいいなるのだからかといふのをちよつと試算してみました。あおぞら銀行の決算は何かきょうの午後発表されるということなので、見通しといふ数値をもとに計算してみました。これはほとんど、きょう発表される数値と余り変わらないだろうといふことでございまして、それほど大きな変化はないと思ひます。それによりまして、今、あおぞら銀行の総資産

してソフトバンクグループが契約文言等でうたつたことが完全に実現されているという認識はないわけでごさいます、そういう何かいろいろないことをお考えになるにしても、これは生きた経済ですから考えられることもあると思うんですが、それはあくまでこの枠というか、いろいろ契約等あるいは計画等にあらわれた意図、精神、こういうものの枠内でやはり考えていただくことが極めて重要である、このように考えています。

○生方委員 いや、重要であるというか、実際に今あおぞら銀行の株をソフトバンクが売るといふような行動に出た場合、私はだから道義的な責任は大きいと思いますので、法的には仮にこれを差しとめることができないとしても、大臣として何かソフトバンクに指導なり要請なりというのをすることがあるんですか、どうですかということをお伺いしたいんですが。

○柳澤国務大臣 これはあくまでも、私も監督当局ではあります、この面についていうと、あの種の当事者などございまして、監督の面でもいろいろ考えなきゃならぬことも出てくるかとも思うんですが、さしずめやはり当事者にとどまるべきだということに思っておりまして、この契約というものの絡みで一体どう考えるべきかというのを弁護士さん等と相談して、場合によってはやらなきゃならないかというように思っています。

しかし、何と申しますか、基本的には、先ほど来言っているように、契約の精神を守つての話が大前提だということは私も強く考えております。

○生方委員 弁護士さんと相談してやらなければならぬということ、訴訟を起こすことも辞さないというふうなことをいふに解釈してよろしいんですか。

○柳澤国務大臣 訴訟を起こすというふうなことがこのケースの場合に、先ほど来申しているのはすべて一般論でございますが、そういうことが適切かどうかということには、ちよつと考えても問

題が大きいと思いますけれども、いずれにせよ、私もとしては、この制度の趣旨あるいはこの契約の枠組みでうたわれたところの精神が貫かれることが大事だということは申し上げなきゃならぬと思います。

○生方委員 きよう発表されるあおぞら銀行の決算の数値だと赤字になるということでごさいます、再建計画の中心をいわばソフトバンクグループが担つてきたわけですよ。仮にこのグループが今手を引いたらということになると、再建計画にも非常に大きな影響が出てくると思うんですが、その影響についてはどのようにお考えになっていきますでしょうか。

○柳澤国務大臣 要するに、どんな生方委員は議論が先の方に行つちやつておりまして、議論をされる方としてはやむを得ないかと思うんですが、私も生方委員のところよりうんと後ろの方でいろいろなことを考えなきゃならぬなと思つていて、このケースについて今いよいよよ組上にのせているというわけではありませんが、ちよつとそこまでのことは考えてお答えする用意はありません。

○生方委員 通常の投資案件であれば、それなりのリスクがあつて、リスクに見合つたリターンというのがあるというように考えられるわけですが、今回のケースはかなり特殊なケースであつて、国有化されていた銀行を民間の異業種が特に買うというところで、しかも瑕疵担保条項がもう既に前に実施をされていて国民の大きな批判が起つてきた中で瑕疵担保をどうするのかというので、いや、つけるつけないとか買う買わないでいろいろごたごたがあつたのを私も記憶しているんですけども、やはり瑕疵担保条項というのをつけたことが結局は買主側のモラルハザードを生んだんじゃないかというふうな気が私はしないでもないんです。最初からリスクがない投資だったんだから、ちよつとだつて売つてもうければいいと

いう考えがどこかに根差したのかもしれない。瑕疵担保条項そのものが極めて、あの場合ではいたし方なかつたといへばいたし方なかつたという解釈も成り立つことは成り立つんですけども、そもそもそれはおかしい制度であるので、むしろやはりきちんと情報を公開して投資家にきちんと判断させるということをするれば、瑕疵担保条項のようなものをつけないでも済んだと思うんですね。

だから、瑕疵担保条項をつけたという金融庁の判断の誤りが結果としてソフトバンクの売却をしようかということにつながつたんじゃないかといふふうには私は考えるんですけども、いかがでございますか。

○柳澤国務大臣 生方委員の仰せのとおり、投資の案件としてはかなりリスクは限局化されていて、我々としてはかなり有利な投資案件だということでごさいます。そういうことは考えていたわけですが、しかし、それにしても今度は投資側が何でこんな憶病なのかということなんです。特に、むしろ外国の方が非常に熱心で、国内の方が非常に消極的という感じは当時からあつたわけです。

そういう中で、コンペで決まつていてごさいますので、このこと自体を、その競争で落札した人について、お前有利じゃないか、けしからぬじゃないかといふことは、やはりそこはちよつと、そう簡単に言うべきことであるとは私は考えないわけでごさいます。

それから、瑕疵担保条項については、これはもうかねて申し上げておるとおり、民法の精神で、売買契約の場合にはつけるということが一般的な法理、公平の観点から必要ということになつていて、よく言われるんですが、もつと判定をきつてRCCに売分をちゃんと除外すればよかつたじゃないかという議論があつたわけですが、もしそうならば、三兆五千が四兆になつたり、もつと大きくなつたり、そのときに出るというところで、要するにどこでその損失が顕在

化するかというのにはある種時期の問題といふふうな考えておりまして、何かそこに今回のこととつながりがあるということ、ちよつと考えてはみたんですが、なかなか、そういう議論というのがどう成り立つのかというのは我々はちよつとわからないうところでごさいます。

○生方委員 あの当時の議論では、長銀の方はリップルウッドという外資を買つた、したがって日債銀の方は国内資本に買つてもらいたいという大きな枠があつたと思うんですね。仮に、今度ソフトバンクの株を買ふというところにサーベラスというグループが名乗りを上げるとすると、サーベラスは今一二％ぐらい株を持つていてるわけですから、それに五〇％近い株が入れば当然筆頭株主になつてしまつて、長銀も日債銀も結局のところ外資に買われてしまつたといふようなことにもなりかねないんですけども、この辺はどう考えますか。

○柳澤国務大臣 心情は別ですよ、心情は別ですけども、やはり日本が開かれた市場である、特に資本取引などについてはもう長いこと自由化をしていく時代を経ているわけですから、私も、そういう意味でも内外の資本を差別すべきでないという基本的な立場でございまして、今生方委員が言われたように、前の案件、第一号案件が外資系だから第二号案件は本邦系でと言われるようなことをちよつとお聞き取りしたんですけども、そういう前提で物を考えたのではない。それぞれのところ一番ベストのコンペティターを選ばせていただいたということでごさいます。

いずれにせよ、生方委員がどんどんと、とつととつと先に行かれるものですから我々は議論についていけないわけですけども、少しのろまかもしれないんですが、我々はうんとまだ後ろの方で、もしそういうことが起つたとしたらどうするかというのを、まだ考え始めているとも言えないわけですが、先ほど来申しているように、基本的枠組みがきちつと守られるということでごさいます。ちよつと守られておるわけです。

○生方委員 ソフトバンクグループには交渉優先権が与えられていたわけですからね。もともと外資に渡したくないというのはなかったといつたて、それはあったのは事実でございます。それが結果として二つとも、それは先に行っているといえは先に行っているといつても、あれだけ報道されて、ソフトバンクの孫社長も、会長ですか、否定をしないわけですから。いろいろな分析を見ますと、やはりそれはソフトバンクの経営から見ても売るといふ方向に向かうんじゃないかといふふうになるわけで、売っちゃってから何かやっつたてこれはいふやうがないわけで、売る前にやはりこの委員会ですっかりと議論をして、本当にそういうことが行われていいのかどうかと。

これは普通の民間企業じゃなくて、四兆一十億も国民の血税が注ぎ込まれているお金で、注ぎ込まれたおかげで健全になったところをいわばかすめ取るような形で、リスクもなく、たった一年九カ月間保有してただけで八百億円もいわばぬれ手にアワで稼ぐといふようなことがあれば、これは極めてやはり私はけしからぬ話だと。最初からソフトバンクにそういう意図があったかどうかは別として、そんなことを許してしまつては国民の納税意識だつて、何で税金払わないかぬのだ、ばかばかしい、一私企業にたった一年で八百億円ももうけさせるために我々は税金払っていたんかといふことになるんじゃないですかね。

だから、決して私は議論を急いでいるわけじゃなくて、実際これが新聞に出たのはもう一カ月前の話でございますし、その後どういふ話になつていくのかはよくわかりません、だから、本当はきよの委員会にソフトバンクにおいでいただいでお話を聞ければよかつたんですけれども、いつ質問になるか私もわからなかつたのでお呼びするといふ形にはならなかつたんですけれども、決して急ぎ過ぎている話だといふには私は思わないので、やはりしつかりと議論しておくべきだといふふうに思っております。

銀行に参入したわけですから、異業種による銀行参入等新たな形態の銀行というマニュアルの中に、「事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護の観点」という項目があるわけですね。

私が一番気にしたのは、ソフトバンクが株主であり、取締役も送り出している。その中で、一年九カ月間経営に携われば、いろいろな顧客情報、投資先の情報といふものが当然入ってくるわけですね。それを、入ってきたままで株主でなくなつて、株を売却し、取締役をおりたとしても、その情報はソフトバンクの中に残っているわけですね。その残った情報が変に活用されたりすれば、これは二重の意味で大きな損害になるのではないかと。

その「観点」の中に、事業親会社等と子銀行の関係においては両社のシナジー効果を図る観点から顧客情報を相互に活用することが予想されるといふふうにあつて、シナジー効果を図る観点から顧客情報を相互に活用するといふことですから、ソフトバンクの中にこの情報が入っているのは事実だといふふうに思うわけですね。この漏えいの防止といふのを一体どういふふうにしていくのか、そのお考えを聞きたいと思つています。

○村田副大臣 委員が引用をされました「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応」、これは金融庁が平成十二年八月の三日に公表をしているわけでありまして、これを踏まえまして、旧日債銀とソフトバンク等の主要株主三社が、機関銀行化を回避する方策を策定しまして経営健全化計画にその旨を規定している、こういうことでもあります。

この計画の中で、事業親会社グループ等との取引に対する特別監査委員会等によるチェック体制、厳格な手信管理や取引条件の監視の実施等のほかに、今御指摘なさいましたように、事業親会社等による情報の乱用を防止するために、あおぞら銀行の顧客の個人情報保護について示されているわけでもあります。

私もどなたもいたしましても、経営健全化計画のフォローアップを通じて、これは機関銀行化回避の方策が実際に機能しているのかどうかを厳格に見ていく、注視していくといふことのほかに、運用上の指針で定めまます監督上の留意点を踏まえまして、その銀行の健全化確保の観点から適切な監督を行つてまいりたい、こういうふうにかえていくわけでもあります。

○生方委員 これは、機関銀行化を防ぐという観点から主にこういうふうになつていくわけですが、株主をやめてしまふといふようなことももちろん前提になつてないわけですから、株主をやめてしまつて取締役ももちろんなくなるわけですから、その場合の情報をどういふふうに管理するのかといふことの項目、私、読んだんですけれども、それは入つてないんですかね。

ですから、融資先とすれば、この情報が変なところで変に活用されたらたまたまないという思いがあると思うので、それは二重の意味で、八百億円も損しているだけで、その上に顧客情報まで活用されたらたまたまぬといふことがあるんですが、そのしつかりとした防止についてはどのようにお考えになつていますか。

○村田副大臣 今、私どもは適切な監督を行つてまいりたいといふふうに申しましたが、あおぞら銀行では、守秘義務の観点から、役員等がそうした、ソフトバンクが株主として、あるいは派遣した役員を通じて取得したあおぞら銀行に関するその情報等につきまして、あおぞら銀行の中の人等規則におきまして、在職中、退職後を問わず、当行及び取引先に係る内部情報の秘密保持に関する規則を定めている、そういうことでありまして、また出向者からも秘密保持の規則を遵守する旨の誓約書をとっている、こういうふう聞いておりますので、こうしたことも含めまして、私ども、そういうことが起こらないといふふうに考えておりますが、具体的に、あおぞら銀行の内部の規則でそういうことが定められている、これが守られていくといふことを監督上見ていきたいといふ

ふうにかえておるわけでもあります。

○生方委員 取締役になつた方についてはそういう規定があるかもしれませんが、株主についてはないんじゃないですか。

○村田副大臣 そもそも経営健全化計画の中で、あおぞら銀行の顧客の個人情報保護という、そういう具体的な定めがございまして、その中で、そうした情報を相互に利用し合うことは当面予定しておりません、こういうことをその計画の規定の中に書いておまして、今、お客様に関する個人情報事業親会社等グループとの間で相互に利用することは当面予定しておりませんといふいう、それから、その後の……

○生方委員 さつきおつしやいました異業種による銀行参入等新たな形態の銀行というマニュアルの中で、「事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護の観点」という項目の中に書いてあるのは、事業親会社等、事業親会社といふのはソフトバンクでいいですね、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー効果を図る観点から、顧客情報を相互に活用することが予想されると。だから、別に禁止しているわけじゃないんじゃないですか。相互に活用していいといふふうに言っているんだから。

○村田副大臣 その規定を受けて、具体的に経営健全化計画の中にある規定において、たつた今私が申し上げたように、顧客の個人情報保護に関する規定がございまして、あおぞら銀行自身が事業親会社等グループの間でお客様にかかわる情報等を利用することは考えておりません、こういう規定があるといふふうに私が答えしたわけでもあります。

○生方委員 じゃ、その親会社が株主を外れた場合は、その規定はどういふふう適用されるんですか。

○村田副大臣 これも仮定の話でございますが、今そういうことは、この規定が親事業会社の間で守られるといふことが、私どもとしては、あおぞら銀行がそういう規定を設けているわけござい

ますから、あおぞら銀行としてそういう保護が貫徹されることを、しっかりと実現するということが期待されているというふうに思うわけであります。

○生方委員 何か納得はいかないですけれども。そこでもまた得た情報が仮にほかで、ソフトバンクの事業展開に活用されるなんてことがあったらとんでもない話ですから、そこは厳しくチェックをこれからもしていただきたいと思っています。

それで、そのソフトバンクグループがどのようこの株を取得したのかという当時の金融再生委員会の議事録というのを、これは朝日新聞が何か情報公開法に基づいて請求をしたらいいんです。これは我々が請求しても同じものが出るというところで、フィナンシャルアドバイザーのモルガン・スタンレーがどういうような評価をなさって、どうなってきたのかというのがここに盛り込まれてあるというので私もいたいたんですが、これを読みました。

四十二ページあるんですけども、これは朝日にも出ておりましたが、こうなっているわけですね。これは本当に、読んだんですけども、こういう状態ですよ。これは、読んでも、肝心なところは全部抜けているんですね。こういう文書というのにはちょっと珍しいんじゃないかと思えますよね。発言する者あり一ページ真つ黒なんです。一ページ真つ黒だし、あと肝心なところは全部真つ黒なんです。だから、これを私は読みましたけれども、結局、こういう論議がなされて、何が問題で、どうしてソフトバンクになったのかというの、これを読んだだけでは全然わからないんです。

こういうものを何か公開する意味があるんですか。これじゃ私は、私が読んでも少なくとも、何にも情報公開したということにならないと思いますが、こういう文書を公開するとは一体どういうことなんですか。

○柳澤国務大臣 私は、この情報公開に当たって、金融再生委員会議事録をどういう方針で公開する

かということに非常に早くに指示しました。これは全部個別の案件を審議している委員会ですから、非常にこれは公開の、差しさわりする部分が多いですね。基本的にそういう性格のもので、一般論を議論しているんじゃないんです。個別の会社のことを議論する機関ですから、当然そういうことで墨塗りの部分が多いんですが、一時期、もう結局、ある回、全部消さなくちゃいけないじゃないかという案もあつたくらいなんです。私は、それはまかりならぬ、それはだめだということを言いついて、それで、公表の期限を延長してもらって、これはもう非常にマンパワー的にも大変な作業だったわけですけども、通常の仕事が終わってからは、夜なべとして、ずっと細かく、秘すべきところ、それは情報公開法の基準に基づいて秘すべきところと、秘さざるべきところ、公開すべきところを分けていったという作業をあえてしてもらったわけですね。

そういうかなり丁寧な仕事は実をしておりますから、もしそういうような箇所があらわれたとしたら、それは恐らく、そこを消すと、今生方委員が指摘されたのよりもっと、ほとんど意味をなさない文書になってしまうというふうなことになるためにそうしたことをしたんだらうと。私、その当時のいきさつからいうと、そんなふうな受け取らざるを得ないというふうに思っています。いずれにせよ、その金融再生委員会の議事録は、私の指導方針というのは、もうできるだけ明らかにしろということで一貫させてきたつもりでございます。

○生方委員 できるだけ明らかにしてこれじゃ、私、これを読みましたよ、読んだんですけども、意味がわからないんですよ。意味がわからない文書を公開してもしょうがない。肝心の部分、全部ないんなら、むしろ公開しない方がいい。こんな、モルガン・スタンレーの言い分を全部削っちゃう理由がどこにあるんだ。フィナンシャルアドバイザーとしてお金を払ったわけでしょう、モルガン・スタンレーに。それを幾ら払ったのかと聞いて

ても、それは幾ら払ったかと言えない。では、そのアドバイスが適切であつて、その支出が適切であつたのかどうかというの、これを見なきゃ我々は判断できないわけですよ。

柳澤さんおっしゃいますけれども、だから、柳澤さんは全部知っているから消したところを見て文章が通るのかもしれないですが、私、これを読みましたけれども、隔靴掻痒で、こんなものを読んでも全く時間のむだだった。何にもわからない文書を公開したら意味がないんだから、そんなのならむしろ公開しないで、公開しませんでした理由を述べればいいんですけども、こんな文書を公開して、これで公開しましたというのは、大臣、これをお読みになりましたか。見ましたか、この消された部分は、こんなものを見たって、これは日本語にも何にもなっていないよ。何の意味もないですよ、こんな。何で、何の意味もないものを出して、公開しましたなんてことを言うのか。それならば非公開ですと言った方がよっぽど私はすっきりすると思いますがね。いかがですか。

○柳澤国務大臣 要するに、金融再生委員会での議論というのは、一般原則を立てるときは一般論の部分と、それを個別のケースに当てはめていくときの個別の議論、つまり個別のそれぞれの企業のいろいろなデータというふうなものが常に話題になつていかざるを得ないセッション、こういうのがあつたわけでございます。

しかし、私の指導方針というが、これは再生委員会そのもので議論してもらった結果委員の同意も得たんですけども、とにかく、もうできるだけ公開するという基本原則。ただし、情報公開法に照らしてこういうものは削除、公開の対象にしないというところについては、これは訴訟リスク等も負うわけですから、それはもう公開しない。この方針で、とにかくできる限り公開するというところでやった結果がそういうことであるということとを、私としては申し上げざるを得ないということでございます。

○生方委員 個別の企業に迷惑がかかるというのは、それはわかりますよ。わかりますけれども、モルガン・スタンレーの言い分は全部消すというのがわかりませんね。何でモルガン・スタンレーの分析は全部消さなければいけないのか。個別の企業も出てきて、どこかだけこういう格好で出てくるならまだしも、これは多分個別の企業が出てくるんですよ、だから消したんでしょうけれども、そうじゃなくて全部を削っちゃうというのでは、それはだから柳澤さん今おっしゃるような何かの判断じゃないわけですよ。全部ここはもう消しちゃおうというところで、できるだけ公開しようという意図は全く見えないうわけですね。これは、だから大臣の意図が少なくとも事務方にはきつちつながつていなかったというふうに思うのです。

（中野（清）委員長代理退席、委員長着席）もう一点、ちょっと伺いたいんですが、みずほの例のシステム事故がございましたよね。あれでみずほから金融庁に対して二回報告書が出ていますね。それで、私はその報告書を見せてほしいというふうな金融庁の方に言ったら、だめだと言いますね。何でだめなんだと。

私はここで、みずほの社長に、あの事故が起こった直後にお話を聞きました。その後で、みずほ銀行がどういう調査をしてどういう結果が出たのか、それでどういう措置をとったのかというのを、金融庁にどういう報告をしたのかというのを見て、金融庁がこの後いろいろな処分をするときにその処分が適切であつたかどうかというのがわかると思うんですね。

それで、どういう結果が出たんですかというの、それは見せられないという形で、何回か見せる見せないというふうになつたんですけども、きのういただいたのはこれなんです。みずほ銀行のシステム障害等（五月八日現在）というのでこうあつて、どういう障害が起こったのか、その「概要」があつて、「原因」があつて、「原因」の中に、外部接続コンピュータのプログラム不

良というのとかシステムのふぐあいとか事務処理上のミスというのが出ていゝるんですけれども、一番知りたいのは、何でプログラムのふぐあいが起きたのか。

これは、言われておりますように、三行が合併したときのその三行がそれぞれ我々を張り合つたとか、自分の持ち分がどうのとか、それぞれのコンピューター会社が違つたからとかというふうな点とか、事務処理上のミスがどうして起つたのか、それは点検作業がこうであつて、そのマニュアルが違つていたとか何とか、それを我々は知りたいたいですけれども、それが一切書いていなくて、こんなのは新聞にもうとつから出てゐる、指摘されてゐることだけが、二回の報告で、出てきた報告書でこれだけだとして、こんなふざけた話はないわけで、これだつたら金融庁は、こんなものじゃだめだと突つぱね返さなきゃいかぬわけですよ。

それで、何でこれを財政金融委員会の委員にも示せないのかと言つても、何の根拠も示してくれないんです。どうしてこれを我々に示すことができないんですか。

○柳澤国務大臣 一般に、銀行法上の、これは二十四条報告を徴してゐるわけですが、二十四条報告について、これを明らかにするといふような慣例というのは、やはり私は適切でないといふようにも思います。

要は、それは理由とか原因とかを今回の件について明らかにしようとしていないといふことでは全くなくて、今検査をしておりますが、これについても、検査結果通知といふものそのものを明らかにするといふことは将来のことも考えると私は適切でないという判断をさせていただいてありますが、実態については、いずれ私は何らかの形でこれは明らかにしたいといふことをかねて申し上げてゐるわけですよ。

生方委員の御指摘の点は、まさに私も、その前にある背景、事情といふものこそが問題だといふことを考えておまして、それは、今立入検査

査をして明らかにしたいと思つて、考えてゐる次第であります。

○生方委員 だから、今来ている報告はこの程度のものですか。こんなものを二度にわたつてもらつて、納得してゐるわけですか。

○柳澤国務大臣 報告は報告で、そこに要旨を恐らく摘記して委員にお渡ししたんじゃないか、こう思いますけれども。

したがつて、私も、やはりこれは立入検査の必要があると。その報告ががっちり書いてあつたとしても私は、今回のことについては立入検査をしなきゃならぬ、こういうふうにもう非常に早い段階で決断しておりました、そのことを今やつてゐるという状況です。

○生方委員 だから、我々にこれを示さないといふ理由はないですね。別に、こんなものであれば我々見たつて何てことはないわけですから。これはお示ししていただけますか。

○柳澤国務大臣 これは、一般的に二十四条報告を徴したものを、そのものを公開するといふか、ここへ出せば公開ですね、そういうふうなことは、私は適切でないと考えてゐるといふことを、先ほど申し上げたとおりです。

○生方委員 何で適切でないかわかりませんけれども。

それは我々だつて、みずほの場合は、ここでも指摘しましたように、三千万も口座があつて、国民のほとんどが取引をしてゐるといふふうに言つてもいいような銀行のシステム障害だつたわけですから、その原因についてみんなでやはり議論をして、またこういうことが起こつちやいけないといふためには、やはりできる限りの情報を公開して、そのみずほの調査が適切であつたのかどうかといふのは、金融庁さんだけの目で見ると、我々やはり素人が点検するといふことは大それたです。

プロが見逃しちゃうところを素人が点検することによつて見つけることもあるわけで、むやみに別に隠す必要もないものを隠してつまらない指摘

をされるよりも、別に隠さなくていいことは私は隠さないでオープンにするべきだといふふうに思ひますので、隠すような中身じゃないことを本当に隠しても意味がないんですよ。だつて、この程度のもので、何にも秘密性がないわけじゃないですか。さつきおつしやつたように、どこかの企業に迷惑がかかるような問題でも何でもないわけですよ。そういう体質がやはり私は問題だと思ふんです。

だから、いや、だつて隠す理由がないじゃないですか。積極的に、では私にきちんと、何で公開しちやいけないうのかという、防衛といふのじゃなくて、これこれこういう理由で公開しないんだといふのを、もうちょっと説得力のある答弁で御説明いただけますか。

○柳澤国務大臣 ですから、本件の、今御指摘の点に限つて言うならば、障害が生じた原因といふものについてはこれは議論の俎上にのせるといふことはかねてから申してゐるわけです。

それで、問題は、二十四条報告といふような行政手続上の一つの階梯を形づくる文書をそのまま公開することになりますと、これは将来にいろいろなケースがあることをおもんばかりますと、私として、そういうことについては、やはり公開をするといふことは適当でないと考えてゐる、行政の責任者として適当でないと考えてゐるといふことです。

その理由、もう申しませんが、申し上げますか。これは、二十四条報告といふのは相手に個別のいろいろな問題を聞くわけですから、公式の文書として、そういうものが公開が前提になるとしたら、本当のことがどれだけ開けるかといふようなところへはね返つてくるんです。我々は行政を的確に運用するためには、やはりこれはしっかりしたことを開かなきゃならぬといふ前提、そのことを確保するためには公開をするといふことは適切でないといふ判断を私がしてゐるといふことです。

○生方委員 この程度のもので別に。だつて、これが概要なんですよ。だから、もっと詳しく出

てゐるならともかくとして、この程度のものに、そんなに大臣が言うほどのものじゃないと思うけれども……。

○柳澤国務大臣 いや、そのことを言つてゐるんじゃないんですよ。二十四条報告といふことを公開することは適切でないと言つてゐるんです。

○生方委員 だから、二十四条報告だから適切でないのなら、全部を出せと私は言つてゐるんじゃない。概要でも出してくれと言つたら、これしか出てこないんで、これじゃ幾ら何でも、こんな報告をもらつて検査するんじや、その検査だつてそれはちゃんとした信頼できるものにならないんじゃないですかといふことを私は指摘してゐるんですよ。私だつて、こんなもの納得しませんが。

こんなもので、あなたもう一回出直してこいといふぐらいな文書ですよ。知りませんけれどもね。

○坂本委員長 時間が来ております。結論をお急ぎください。

○生方委員 はい、わかりました。

では、あとソフトバンクの件は、もし仮に本当になるといふようなことがあれば、きちんとした措置といふか、きちんとした処理をしていただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○柳澤国務大臣 今具体の案件といふことになつてゐるわけではないわけですが、もし仮にそういうことになつた場合には、先ほど来申し上げてゐるように、契約の趣旨といふものがしっかりと守られるように考えてまいりたい、こういうふうにお答え申し上げます。

○生方委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 きょう法人税法の改正案について伺いますが、ちょっと順番を変へまして、まず、法人税法の改正案について、財務大臣と、あと修正案の提出者にお伺いをいたします。

今までのこの委員会の議論の中でも触れてまいりましたが、連結納税制度自体、パブルのころの

過剰債務、過剰雇用、過剰設備の除却なんか非常に役に立つということで積極的に推進するべきであるというふうな考えておりましたし、また分社化等を促して日本経済の構造改革を行うということでも大変重要であるというふうな言ってきたわけです。

ところが、連結付加税というふうなものとか、あと、それもさることながら、それ以外に課税ベースも見直すというふうなことになっていて、そういう点から考えると、負担軽減ということには余りならないし、連結納税制度自体利用しないところは、ネットで増税になるようなところだって出てしまうということで、本来の趣旨から考えると、これではちよつと合格点ではないなというふうに思わざるを得ないわけなんです。

塩川財務大臣に伺いますけれども、この課税ベースを広げるということで、残念ながら企業の負担がふえるということもあり得るということですが、大臣御持論でありました損して得とれということが今回できなかったことになるわけですが、この時期にこの連結納税制度を、こういう課税ベースを広げる、あるいは付加税を導入するというところで、どういう趣旨を達成しようとしておられるのか。そのことについて伺います。

○谷口副大臣 中塚委員の御質問でございますが、今中塚委員御自身もおっしゃったように、我が国経済のベースにあります企業の事業再編を促進する、またひいては産業構造の改革を促進していくというふうな観点で、今回連結納税制度を導入しようということになったわけでございます。

一方で、大変厳しい財政状況にあるわけでございますので、連結納税制度を導入するといったことによる税収減につきまして財政措置を講ずるといったことが必要だ、このような観点から、連結付加税、また退職給与引当金の廃止等のいわゆる課税ベースの拡大を行ったわけでございます。このような財源措置は、連結納税制度の導入に伴う減収に見合うという観点で行われたものでござい

ます。

中でも、退職給与引当金の廃止等の課税ベースの見直しというのは、法人税率の引き下げのみを実施いたしました平成十一年度改正以後残された課題に対応したものということと、また、実態的な意味を考えた場合、今企業社会においては、内部留保を行うということよりもむしろ外部拠出を行う、例えば適格退職年金を採用するといったような企業がどんどんふえておるわけでございますので、退職給与引当金といったような内部留保をむしろ促進させるといことが、従来から、引き下げられておるといいますか、廃止の方向にあったわけでございます。そういうことも含めまして、今回このような対応にしたわけでございます。

○中塚委員 過去の税制改革を引きずって退職給与引当金制度を廃止するということなんですが、それならそれで、そのときにやっていただいた方がいいんではないかと思うわけですね。

特に、付加税について修正案が提出をされました、大変に時宜にかなったことだなというふうに思いますけれども、例えば、付加税の導入によって増収になるのは半年で千億ちよつと、初年度で七百三十億ということなんですが、大臣、千億、七百億ということなら、ぜひ、日ごろの御持論の行政手帳を見直すということとこれぐらいの財源は出るんではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○塩川財務大臣 財源の捻出ということもいろいろ考慮すべきだろうと思えますけれども、私は、申し上げておりますのは、とりあえず一回実施してみ、これがどないなっているのかという実態を見た上で判断するという方針を一応固めたようなこととでございますので、それはひとつ、そのとおり一回やらせていただきます、こういうことをお願いするよりしようがないと思うんですね。

それは、確かに、付加税をつけるときには、先ほども答弁申したように、生方さんに申し上げたと思うんですが、この適用を受けることによつてやはり利益を受ける企業というのはあるわ

けでございますから、その受ける利益が他の受けない法人に対してどのように影響があるかということ等を考えた程度考えたこととでございますけれども、しかし、それがために角を矯めて牛を殺してしまうようなことになってはいけませんので。

ですから、実施してみ、これが非常に意義が違ってきたということであるならばそこで考え方をまた変えたいと思ひ、この状態がいいということならまた続けていいたらいと思ひ、おきまして、できるだけ早くやりたいと思ひ、おきまして、よろしく願ひいたします。

○中塚委員 そこで、修正案の提案者の海江田委員に伺います。この十四年度予算案の組み替え要求を野党四党でやったときに、実は、私、率先しまして、この付加税の削除というのを盛り込もうという話をしまして、それで、ただ、四党一致するということが大原則だったものですから、組み替えには入らなかったというふうな経緯もあるんです。

今、財源のことを大臣に伺いをいたしました。大臣は一度やってみてというふうにおっしゃるんですが、私は、どうせやるんだたら一回目からばしと負担の軽減というものができるようになつていった方がいいだろうというふうに考えます。

そこで、提案者の方にお伺いをいたしますけれども、この付加税を削除した場合に、やはり穴を埋めるといふことになるわけですが、その財源とすることについて、私も、税制を論じるときに、やはり負担は軽減する方向で考えるべきだろうというふうにお聞きし、では、その負担の軽減をするときに、必ず財源はどうなるんだというふうな議論になるわけですが、これは与野党であつても、あるいは野党間であつても、常にそういう財源の話というのが出てくるわけですが、せっかくの機会ですので、この一千億あるいは七百億ということについての財源についてはどういう手当てをするべきというふうにお考えになつていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○海江田委員 先ほど石井委員の質問にもお答えをいたしましたけれども、やはり基本的に歳出のカットでいくべきだというふうな考えております。

それで、例えば今御指摘のありました初年度七百三十億円、この付加税の導入による税収増でございますが、それから平年度で一千三十億の税収増というの、これもいろいろ仮定を置いて数字でございますから、私どもは必ずしもこの数字にとらわれなくてもいいというふうな考えております。これは、まず真つ先にお話をしておきます。

その上で、歳出のカットということで、しかも予算の編成の見直しの動議ということで先ほど委員からもお話ございましたけれども、現に平成十四年度の予算が執行過程にあるということも勘案しまして、先ほどもお答えをいたしましたけれども、これは塩川財務大臣自身が八月の時点で、一般旅費の二〇%、物件費の一五%の留保の要請を行ったところ、一千六百億の節約が可能になったという例もございますので、そのほか外交機密費でありますともろもろ、やはりこれは削るべきところは大きい削っていくということで財源は十分引き出せるんではないだろうかというふうに思っております。

あと、なお、先ほど財務大臣は、角を矯めて牛を殺すことになつてはいかぬというふうな話もございましたけれども、もう一つ、やはり仏つて魂入れずという言葉もございまして、この付加税の問題が、各企業が連結納税の採用に当たつての一番の障害になっているというところは、これは私も、民主党も、経団連などからの聞き取りをやりました、そのところ、一番の問題があるというふうなことがございまして、私はやはり、この制度があることによつてせっかくの連結納税の採用にためらいの企業があつてはならぬと。

になつていけば、自己申告ということにするべきなんだろうというふうに思うわけです。

それで、控除の廃止の話ばかりをしましたけれども、廃止すれば負担がふえるわけですね。特に、今いわゆる課税最低限以下の人は、今まで払っていないが税金を払うようになるということなんですけれども、そういうふうになりますと、やはりこの税率の問題ということについても触れざるを得ないわけですね。さつき大臣がおっしゃったように、急激に変化するというのは私も全くそのとおりだと思つていまして、課税最低限以下の人は払わなくてもいいということであつたのが、控除がなくなることによつて、ゼロから、幾らかは払わなきゃいけないというふうなことになるというわけです。

そういうことを考えても、控除を廃止するといふ、あるいは圧縮なのかもしれませんが、そのときには税率、率自体もやはり見直すべきなんだろうというふうに思うわけです。広く薄くということ、広くが控除廃止で、薄くということ、今度、税率の部分にかかつてきますので、そういう改革、控除というのを見直すということになれば、そのときにはやはり税率ということについても考えなきゃいけない。最高税率はほとんど下がつてきてはいますけれども、私は、ベースが広がる、控除がなくなるといふことになれば、最低税率、今一〇%ですが、これについてやはり見直さざるを得ないのじゃないかなというふうに思うわけです。

控除がなくなつて、増収、税収増自体にはなつていくわけですが、そのときにやはり税率というところについて避けて通れなくて、特に最低税率の引き下げ、そのことについてはいかがでしょう。

○塩川国務大臣 まだ私たちは税率の問題までは考えておりませんが、所得対象をどの程度まで広く薄くという点においては考えておりますけれども、多様化を求める時代でございますからそれも検討の一つの材料になるかも知れませんけれども、目下のところ、私たちは税率につ

てはまだこれを積極的に取り組んでおるといふところではないと思つております。

○中塚委員 時間が迫つてきましたので、最後に一つ伺います。

国と地方の税源のことについても議論がされていまして、塩川大臣が提出された資料によると、国から地方に税源を移譲する、渡すということについては余り積極的な記述というのがないように思われるんですね。他方、一方で、住民税の均等割をふやせとか事業税を早く外形標準化しろというところは書かれてはいるわけなんですけれども、今の国税から地方税に税源として渡すという考え方はなくて、そうではなくて、地方は地方で増税をしなさい、地方で増税をすることによつて税収的には国と地方の税源の割合、配分比というものが変わってくる、そういうふうなお考えということなんでしょうか。

○塩川国務大臣 大体おっしゃるとおりの考えでございます。

私は、移譲ということとは、これはちよつと不適当だと思ふんです。なぜかといふと、その税を国税として課税するのがあるいは地方税として課税するのかわつてくるのは、税の本質論がやはりそこに問題として潜んでおりますから。では、国税で取つたものが、突然、今度はこれを地方で取つてくれぬかと。ちよつとこれは、何でやねんとなつて思ふますね。ですから、移譲ということについては、私はやはり慎重に税の本質を考えてやらなきゃいかぬと思ふんです。

ですから、移譲ではなくして、国税の方の減税をして、その分を地方税で増税してバランスをとれ、こういうことだつたら一応わかるんですね。だから、そういう考え方を一応とるべきではないかなと思ふんです。

そうならば、大体、国の仕事、いわゆる行政責任というものは、私はこれをいわゆるナショナルミニマムと言つておるんですが、それと地方のシビルミニマムというのはどの程度のことかいいのかという行政の責任の根本をちよつと考え直さな

きやいかぬのじゃないかと。大きい政府、小さい政府と言つてはいますけれども、その根本を抜きにして口だけで言うていただけですから、ここはやはり考えるべきだと思ふんです。

そうしますと、当然国と地方の役割分担ということが決まつてくる、それに伴うところの財源というものをどうしようか、その財源が決まつてくれば、それに対する税源をどうしようか、ここがやはり、一番根本を抜きにして枝葉末節のところばかりがちゃがちゃ議論しておるからなかなか解決しないと思ふんですが、この際にぜひ根本問題についてひとつ討議をしていただきたい、こう思つております。

○中塚委員 時間ですので、終わります。

○坂本委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

先日、質疑を行いましたときに、主税局長は私に対する答弁で次のようなことを述べられました。

この連結納税制度というのは、いわゆる大企業だけを対象としておりませんで、中小企業を親法人とする企業グループの連結納税制度を採用するというのも、実はかなり見られるのではないかと。

特に日本の場合には、オーナー型経営というのは、むしろ分社化でやつていくケースがございますから、このあたり、我々の実態調査では十分把握できていないのですけれども、かなりそういう企業にも恩典のある制度ではないだろうかという答弁がありました。また、しかも、その場合には軽減税率が適用できるとか、そういうところもあると。

また、アンケートは大きな企業を中心に行つた、ただ、現実には、この問い合わせというふうな意味では、まだそれも統計はとつておりませんが、各税務署にも問い合わせが結構来ているというふう聞いておりました、大企業以外にも関心を持っているところがあるということは事実かと思ひます。

そのとき、大体、あなたの答弁を聞いていまし

て、何言うてはんかいなというふうに思うとつたんですが、後から会議録を精査しまして、この主税局長の答弁をじっくり見てみると、なかなか見逃せない特徴が見られました。それは、我々の実態調査では十分把握できていないがと言つてゐるんですね。また、統計はとつておりませんが、予測も交えた後、断定的な言い方をするというのがあなたの答弁手法の特徴の一つだと思ひました。

だから、実態調査は実際やつたのかやつていないのか、やつたが十分把握できていないということなのか、このところどうなのかを最初に伺つておきたいと思ふんです。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。アンケート調査は、先般も申し上げましたとおり、上場会社、店頭登録会社全社、その他主要企業ということで、一応回答法人三千百余でございます。さらにその関連子会社合わせますが、一万七千余の対象にやらせていただきました。そして、答弁申し上げましたとおり、主要企業ということですから、上場、店頭登録という意味では中小企業はこれの中には入っていないという意味で、実態はまだわからないと申し上げたわけなんです。

ただ、他方で、今回の十四年度税制改正要望におきましては、具体的には日本商工会議所あるいは東京商工会議所、大阪商工会議所等からも、連結納税制度をぜひ入れてほしいという要望をいただいているところがございます。そういう意味では、中小企業団体におきましては、そういう意味で、声が上がつてきているからこそこういう御要望になつてゐるのではないかと、そういう趣旨で申し上げたということでございます。

○吉井委員 アンケート調査の話はされたんですが、要するに、実態調査は実際にやつたのかやつていないのか、このところを端的に聞かせてください。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、中小企業につ

いての実態調査はやっておりません。

○吉井委員 それをあっさり答えてもらいたいですよ。実は、前回の例もありましたので、昨日うちの部屋からあなたのところへ電話を入れて聞きました。実際はやっていませんというお答えを事前に確認しておりますので、改めて聞かせてもらいたいです。

そこで、中小企業が実際採用するのかどうか。だから、どこも調査はしていないと。実態調査を十分やって根拠ある数字が明らかになったわけでもないわけですね。だから、もし何か根拠ある数字でもあつて、それで中小企業が実際に採用するんだ、そういう根拠があるなら言っていたらいいし、それはそういうものはないのでこれから調査するんだということであれば、それはそれとしてのお答えになりますので、くだいようですがもう一遍聞いておきたいと思ひます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。実態調査はやっておりませんが、例えば先ほど申し上げた東京商工会議所からは出ておりますが、オーナー経営者が同一である並列型連結も含めるべきであるとか、そういうような御意見もいろいろの当時から出てきておりまして、連結対象に中小企業が含まれる場合、連結納税額算出においても軽減税率等を採用すべきである、こういうような要望も出てきた。そういうのを受けて今回の措置をやらせていただいているということであり

ます。

かつ、實際上、それじゃ調査をしようと申し上げますと、先ほど来大臣も答弁されましたとおり、本年九月末の承認申請期限というところでございまして、この承認申請期限におきまして、どういう実態であるかということ把握していくということになるのかと存じます。

○吉井委員 中小企業の適用問題では、昨年十二月の月刊ケイダンレンの税務実務専門家座談会で、中堅企業、中小企業関係者ではどのように受けとめられているのかという問いに対して、専門家である緑川正博公認会計士、税理士は、

中堅クラスの企業の中には連結納税を現実の選択肢として考えているところもありますが、ほとんどの中小企業は、今のところ、それほど関心を寄せていません、中小企業の場合、グループ経営といつても同族経営の形態であるケースが多いために、ほとんど採用できないところが多いからかもしれないと述べておられました。

専門家はこういうふうに出てくるわけですが、財務省は、中小企業にどのように受けとめられていると考えておられるのか、重ねて伺つておきたいと思ひます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。実は、連結納税制度につきましては、まさに今御議論いただいておりますように、残念ながら、まだ広報といひますが、十分な制度の浸透が伝わっていないのだらうと存じます。そういう意味では、我々、この連結納税制度をいち早く通していただいで、できるだけ、政省令として通達という形で流布させていただきたい、皆さんに理解していただきたいと思ひつています。

中小企業につきましては、そういう意味で、この制度自体が十分理解されていないところがありますために、関心が低いという点はまだあるのかもしれない。ただ、現実問題からいひますと、いわゆる経営者の中には、当然のことながら、商工会議所にもそういう御意見がありましたとおり、この制度自体が、同族法人であつても、一〇

〇%子会社であれば当然この制度に乗ってくるわけございまして、関心を持っていらつしやるという方がいることは事実でございます。

○吉井委員 浸透が不十分だとかいろいろ言われても、結局、連結納税制度というのは、巨大企業グループを中心とした大減税をもたらすというものはつきりしているのですが、その結果、純粋持ち株会社化をてこにした企業再編リストラが一層加速される、そして、働く皆さんの犠牲を押し進めることも必至だと思ひます。

中小企業のお話をされたけれども、ではこの際、実際に中小企業の皆さんはどういう心配をしてお

られるのかということについても、例えば、中小企業家同友会全国協議会の要望、主張などが各党に寄せられてきておりますから、私も持つてこられたものを見ましたが、純粋持ち株会社解禁や連結納税制度は、多様な形態による大企業の経済集

中力を促進させて、過度集中、大企業による市場寡占を引き起こす危険性が高いという、この点の危惧もしておられるんですね。

ですから、中小企業の皆さんからすると、制度が浸透していないというだけの話じゃなしに、やはりその一面では、そういう過度集中等に対する市場の寡占という危険性などについても、実際にそうなんだときは中小企業は大きな打撃を受けるわけですから、その心配をしておられるのも一方ではあるということが、そういうこともあるのじゃないですか。そういう声は全然耳にしておられない、聞いておられないのですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。中小企業の方々からはもちろんそういう声があるということも当然存じ上げております。したが

いまして、この導入に当たっては軽減税率を定めるとか、あるいは退職給付引当金制度の見直しに当たっては、先般も御質問いただきましたけれども、十年間という経過期間を置いてやるとか、そういう手当てはさせていただいているわけでございます。

ただ、他方で、やはり連結納税制度というのは、大企業、中小企業にかかわらず、そうした多様な経営形態をとることによつて、いわば組織を再編していく、あるいはまた新しい分野に乗り出して

いく、そういうような活力を生み出す一つの制度として世界的に広がつてきているグローバル化の中での制度でございますので、我々の税の面ですれに対応していく必要がある、課税の中立性を保つ意味がある、そういうことから検討させていただいてきたものだということでございます。

○吉井委員 これ、持ち株会社化、分社化、企業組織再編ということの一方の面とともに、しかし

さまざまな抱えている問題があつて、ですから、一方では、独禁法改正ということで独禁法をかなり骨抜きにして進めてきたわけですが、しかし一方では、独占禁止のシステムをきちつとやらない限り、グローバル化なんだと言つてゐる間に大変なことになつてしまふ、こういう懸念が国際的にも随分指摘されている、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

次に、消費税の問題について伺ひたいのです。政府税調は、六月中旬の公表を目指して、税制改革の基本方針の骨格を固め、消費税率引き上げは避けられないと明記するというふうな報じられましたが、昨日の日報を見ておひますと、「税制改革を巡つて政府の経済財政諮問会議への批判が

続出した。急先づは、党議調の代表格である山中貞則最高顧問。諮問会議の民間議員がまとめた税制改革の中間整理に関して「相手にするな」と不快感をあらわにした。「大企業を優遇し、貧しい人や中小企業をいじめめるような対策を打ち出して、次の選挙に勝てるのか」などの批判が噴出した」ということが日経新聞などで紹介されております。

小泉首相は、私の政権では増税はやりたくないといひまでから言つてきていますが、塩川財務大臣はどういうスタンスで考えておられるのか。諮問会議が二〇一〇年にプライマリーバランスをめぐりにしていることとの関係とか、二〇〇四年、基礎年金の二分の一を国庫負担化との関係について、この際、塩川財務大臣のお考えというものを伺つておきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私の考え方はもう御存じいただいておると思うのでございますが、増税しないあるいは絶対減税やらない、そういう断定的なことは今まで私は申したことはございませんで、増税も必要ならばやらなきゃならぬし、あるいはまた、減税によつて経済の活性化を図らなきゃならぬ、そこらは非常に柔軟に取り組んでいくべきだと思つております。小泉総理も、増税をあえて政策の――経済活性化のためには減税を使うべきでは

ない、総合的に考えるべきだということを言っております。ですから、減税もやらない、増税もやらないという限定的なことば言っていないと思っております。

そこで、本間に経済の活性化に役立つというところであるならば減税も実施すべきであると思いますが、そのかわりに、減税だけを食い逃げされたら困るというのは、私はもうしつちゅう言っていることではないかと、必ず、その分に見合う財政的な措置ができるように将来において確保しておこう、担保してもらいたい、こういうことを言っておるのでございまして、私は、その意味において、絶えず、増減税の中立性を維持していきたい、その思想には変わりはないと思いません。

○吉井委員 税率の問題などとともに、免税点の見直し問題なども議論されておりますが、政府税調の石会長は、現行三千万の三分の一、一千万ぐらいに引き下げたいと明言しています。これによつて、現在、二〇〇〇年で三百六十万社、全事業者の六二％、この免税事業者のうち、どれぐらいが課税事業者になるのか、また、免税事業者の売上高の総額は全事業者の売上高総額の二・五％にすぎないのですが、これは幾らになるのか、こういうのをきちんと資料をもつて検討しておられるのかどうか、これを伺いたいと思います。

○塩川国務大臣 石会長は、相当多方面の意見を聞き、また資料も持つておられることは間違いないと思いません。

私も、タウンミーティング、税に関するタウンミーティングですが、そこに出席いたしました、やはり、意見が多いのは、私たちが払った消費税は本間に納まっているんだらうか、そういう単純な質問が非常に多かった。そのことをさらに突っ込んでいろいろなコメントの方から意見を出していきますと、結局、免税点の問題と、それから簡易課税制度の問題、そこにおつかつてくるのが非常に多い問題でございました。

その意味において、石会長は、この問題について一応検討すべきであるということをおっしゃつて

たので、やはり石会長は実情をつかまえて認識し

て言つておられる、私はそう信じております。

○吉井委員 これは、財務省の当局の側、資料をきちつと持つておられますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま大臣が申されましたとおり、税制調査会がタウンミーティングをしばしば行われた中で、大変、消費税に対する、特に免税点制度というものについての御批判があつて、やはり、消費税全体の国民の信頼性とか、制度の透明性を向上させる観点から見直す必要があるということをおっしゃつておられるわけで、具体的に一千万とか幾らにするとかということを検討しているという状況ではまだございません。

ただ、いずれにしても、具体的な改正に伴う影響というのはなお調査はいろいろしている最中でありまして、具体的にお示しできる状況ではございません。

○吉井委員 ですから、実は当局の側には資料はまだないわけですか。

次に聞いておきますが、九三年答申には、三千万を妥当とする意見の中に、「売上規模の小さい事業者においては相対的に転嫁を行っている比率が低い」という指摘がありました。つまり、零細中小業者は消費税が転嫁できていないということ

を挙げているわけですか。だから、一般的に見れば、消費税を取つておいて払っていないんじゃないかと、何だという話があるんですが、しかし、通産省にしてもどこにしても、小売業者やサービス業者について調査をしてみると、なかなか転嫁できていない。転嫁できていないということは自腹を切るということになるんですが、実態調査についてはどういうように進めておられるか。

実際に、八九年四月の導入から九〇年四月まででどうなつたか、三千万以下の事業者がどうなつていくかということとか、通産省の九七年消費税率引き上げ後の調査などいろいろあるようですが、現実にとれぐれぐらいが転嫁できない事業者としてあるのか、資料を持つておられたら伺つてお

たいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいまの先生がお話しになられました転嫁の問題というのは、結局、物やサービスの価格というものが市場を通じて決定されるものでございまして、から、よく言われておりました益税とか損税というようなものがどう発生するかというのは、定量的に把握することは不可能だということはお理解を賜りたいと思ひます。

いずれにしても、先ほど来申してまいりましたように、現実に納税者の方、消費者の方が払つた消費税というのが、それがどういう価格決定であるにせよ、少なくとも税務署の方に届けられていないのではないかと、その疑念が生じているということでは事実でございまして、そういう意味でも、そうした事務の実態を踏まえながら今後検討させていただきたい、そういう趣旨でござい

ます。

○吉井委員 もう最後にしますが、実際には消費税を転嫁できない業者が、しかし、消費税を払えということになつて、それで売掛金の差し押さえをやられたりとか、私も大阪で聞いたところでは、堺税務署の徴税第三部門が一番きつくてという話なんかも聞きました。倒産しても構わないんだ、とにかく金出せ、売掛金まで転嫁できていない分の消費税の納税だといつて取り上げられたんじや

商売は成り立たない、本間に悲鳴を上げるといふ事態が進んでおります。

今回、巨大企業グループに対して連結納税制度を導入するための理屈として、一体経営という実態に即した適正な課税を実現するとしてい

るんですが、中小企業の実態に即した適正な課税を行つていく、消費税の面でも実際に転嫁できないところについてはやはりそこまで、売掛金まで巻き上げるようなやり方で、本間にこれでいいのかわい

すので、まず一点、その点をお伺いいたしますが、ここに書いてございますことは、連結納税制度を導入する企業が付加税等々で余り多くなければ、課税ベースに、三二%にしたことによつて、むしろ税収が上がっていくこともあり得るというふうな民主党案では述べられておりますが、果たして試算等々はおやりになっておりますでしょうか、その点を一点民主党にお伺いいたします。

○古川委員 お答えいたします。

ただいまの試算しているかどうかという話でございますけれども、なかなかこれを試算するのは難しいわけでございます。

委員も御承知かと思いますが、経団連などの協力のもとで大和総研などが行ったアンケート調査や、あるいは読売新聞などが行った調査を見ておりますと、ほとんど、連結納税を採用するという企業が極めて少ない。本来であれば真つ先にこの制度の適用を行つてもおかしくないようなトヨタ自動車のような会社でさえも、この適用には消極的になつていふこととを考へますと、政府の試算をした、連結納税を適用してそれによつて減収幅が起るというふうな試算は、これは実際に適用する企業がこれだけ少ない、また適用を検討している企業もこれは極めて少ないという状況を見てみますと、やはり、これはかなり過度に減収額を見積もつていふと言わざるを得ないのではないか、私も私ではそう認識をしていふわけであり

ます。

そういう観点から考へますと、他の増収措置と相まって、法人税収全体で見ますと、むしろ減収よりも増収の方が大きくなる、そういった意味で増収の効果というものを持つのではないかと、私もそう考へております。

○阿部委員 もし増収の効果の方が高ければ塩川

税制度があるゆゑに趣旨が損なわれるというふうな御意見を賜つておりますが、そこにとどめてよいのかどうかということで、二点目の質問をさせていただきます。

今の御答弁の方も例示されました大和総研の資料から、私も同じ資料を引用させていただきましたが、この大和総研における調査では、九十三社の回答がございまして、一応、連結付加税ということが問題であるとした企業は九十三社のうち確かに六十一社でございますので、連結付加税が撤廃されれば今度は連結納税を適用しますかと聞きますと、イエスと答えたのは七社しかございません。

確かに、第一段階を見れば、連結納税の中で付加税があるゆゑに導入しませんが、この六十一社ですが、ただ、その六十一社の中で、さらに、撤廃してあつた導入しますかと問うと、今度は七社しかイエスと答へられない。ということは、この連結納税制度をめぐつて、必ずしも付加税の問題のみで論を狭めていくというのではいかがなものかとこのデータからは思ふのですが、この点について御所見をお聞かせください。

○塩川国務大臣 私は、この調査を見まして、これはどういふ趣旨でやつたのか、読売新聞社の方並びに大和総研の方に十分勉強させてもらいたいと思つておりますが、大体、会社を見ましたら、もうかつていふ会社ばかりですね。ですから連結納税しなくても子会社は立派に立つていくし、そしてまた、子会社が赤字を出しておつたら親会社からでかい怒られて社長が務まりませんわな。

ですから、そういうようなところを対象にばかりしたら、それは賛成だ、適用すると言ふのは少ないかもしれないと思ひますけれども、そうではないとして、これから私は異業種間における連結納税というものが非常に適用されていくんじゃないかと思ふんですよ。そういう意味において、私は、独禁法改正に伴つて連結納税制度というのは必要

になつてきたという趣旨はそういうところにもあつたと思つております。

ですから、企業が、真剣にこの制度をどう適用するかというのはまだ考へていふ段階だと思ひます、その意味において、この一つの資料で、今さつきのアンケートの資料は資料として拝見いたしますけれども、これによつて我々は何を学ぶかということとは、これからの問題だと思つております。

○阿部委員 ありがとうございます。

後でコメントさせていただきます、同じ質問を民主党の方にもお願いいたします。

○古川委員 確かに、委員御指摘のように、連結付加税が廃止されたからといって適用すると答へていふ会社は少ないわけでございますけれども、そもそもこの連結納税制度を導入すれば、これは、急激な社会経済環境への変化に対応して我が国企業の国際競争力強化に資するものが連結納税制度である、そういう制度を導入する、そういう趣旨から考へますと、なるだけ企業がこうした制度を活用して、特にこれは、この連結納税を採用するといふのは節税効果を目指すというものが中心でありますので、そうした節税効果があるような形で企業がこの連結納税制度を利用していくような、そういう形にしていかなきゃいけない。

そのやはり一番最初の、もちろん、今結果で、この連結付加税だけがすべての阻害をしていふ要因ではないけれども、まず最初に挙げられておりますのがこの連結付加税。連結付加税というものがかつておりましたと、その次にそもそも思考がいつていない。ですから、このアンケート調査の結果などから考へますと、この連結付加税があることによつて、なかなか次の、もう少し正確にこの連結納税を導入することが本当にその企業にとってプラスなのかマイナスなのか、この付加税があることによつてかなりこれは増税になる、連結納税を採用すると増税になつてしまふような、そういう企業も出てきてしまふわけですね。

ですから、そこで、その連結付加税の有無によつ

て増税という形に判断されてしまふと、それ以上ほかの、今回の法案に含まれていふほかの問題にまでなかなか思ひ及ばないわけでありまして、そういう意味では、まず一番入り口の段階で障害になつておられます連結付加税を、私も修正案で提案させていただきますように撤廃するといふことが、この連結納税についてより企業の関心を高め、そしてその採用を促進するために必要不可欠である、そういう観点から私もこの連結付加税についての撤回というものを修正案で出させていただきます。

○阿部委員 もちろん企業ですから、節税効果というのを願わない企業はないわけですが、そこが入り口と考へるか、むしろ私は、税制の論議ですから、やつぱりこの税制が、日本の企業の、先ほど主税局の方もおっしゃいましたが、組織再編、持ち株会社化あるいは分社化という現在の形態にとつていかなる意味を持つのかというところから、この付加税制度があるとかやはり本体をゆがめますので、その意味では取り外した方がよいと思ひますが、はたまた先ほど財務大臣もおっしゃいましたが、まだまだ私は企業の方の現状の調査と申しますが、それは吉井委員も御指摘の中小企業も含めまして、なかなか実態を法律をつくる側が把握し切れていない状況があると思ひます。

そして、私は、国際競争力、グローバル化した経済の中で、もちろん日本が他の国に劣らない競争力をつけていくという意味で、特に、大企業中心にこういう制度がとられるということは、一つの選択方式であると思ひますが、我が国のやはり産業の実態、多くの中小企業に支えられ、それから生産力というよりもむしろ技術力で生きていく日本のこれからを考へました場合に、この税制が中小企業も含めてどんな意味を持つのかということにおいて、いましばし論議が必要であらうと思ひます。

提案者の方にはありますがどう存じます。引き続き、次の質問に移させていただきます。

柳澤金融大臣にお伺いいたしますが、私がいつ

も三月危機ということでお伺いを申し上げておりました。先日発表されました大手十三行の不良債権残高は、一年前に比べまして四七％増の二十七兆円となつてございまして、この中で破綻懸念先債権以下では十五・四兆円とこれも一年前に比べて三三％増になつてございまして。

これは、日ごろ柳澤大臣がおっしゃる特別検査等によつても、新規発生がことは六・六兆でしか、例年より多い。昨年は三・〇であつたと思ひますが、多い不良債権になつておるといふのは勘案した上で、しかしながら昨年八月金融庁が明らかにされました金融再生シナリオというものの中では、一応不良債権残高はこのような高い数値には予測されておらなかつたように拝見いたします。

この点につきまして、例えば二〇〇〇年度末の不良債権残高十八兆円が二〇〇一年度末、すなわちことしの末では漸減するとお見立てであつたと私は読み取つておりますが、逆に二十七兆円という形で十八兆円から九兆円増になつてございします。そうなりますと、昨年八月の金融再生シナリオそのものを、大臣としてお考え直しになるのか否や、その点一点お願いいたします。

○柳澤国務大臣 今度の平成十三年度末の不良債権は、今阿部委員御指摘のように、増高をいたしました。我々の見直しにおきましては、漸減という言葉で全体を表現させていただいたんですが、オリジナル版で皆さんに御批判をいただいたのは多分横ばいという漢字だつたと思うんですね、最初は。ところが、もうそこに物すごくまた批判をされて、最後の年がちょっと下がつていゝるものなんです。では漸減ということをお願いしようかといつて改めたような記憶もございします。

しかし、そのときに私どもが考えていたのは、十三年度末はこれはちよつとふえるのではないかと、こういう見通しでした。それはどうしてかという、要管理債権についての基準を、明確化と申しますか厳しくする、見方によつてはそういう表現をされた人もいゝるんですけれども、そういう

ようなことが反映する結果、要管理債権というのはかなりふえるであろう、こういうふうに当初から見通しておりました。

もちろんそれから、加えて、破綻懸念先以下の増高については、今委員も御指摘のように、八月よりも後の、あれは十月段階でございしますか、ある大手の小売の破綻というようにことで特別検査というものを導入いたしまして、リアルタイムでの評価をしようというふうな検査の態度を例外として改めさせていただきまして、こういうようなことになつたというふうな考えております。

したがつて、プロジェクトンについてどう考えるかということですが、プロジェクトンの計算は改めるということとは当然でございしますけれども、ただ、そのプロジェクトンが目標としたところの、集中調整期間終了後において不良債権のメルカマールで見たときに問題の正常化をするというこの目標については、私ども改めないという方針で臨んでいゝることでございします。

○阿部委員 専門用語でプロジェクトンの見直しと言われると何となくわからないかな。でも、とにかく見立てはちよつと見誤つたかなということなのかと拝聴いたしました。

それでは、今後の見立て、ことし九月の中間期決算、あるいは来年三月の決算の不良債権残高はどのようにお考えか。そして、一言申し添えさせていただきます。ただ、私どもの政党内にしまして、この不良債権処理をとにかく急げというよりは、何せ経済そのものが活況を失つていゝる中ですので、これは即ち、例えば最終処理までしなさいという意味で問うていゝるのではなくて、やはり見直し、それからどのような手順でやつていくかということについてのお考えを伺いたいということなんです。

○柳澤国務大臣 九月初の見直し、それから来々三月期の見直しといったことではございしますけれども、これはもう少し数字の分析をさせていた

づいての見直しということになりますので、私どもの作業としてはちよつともうしばらく時間がかかるというところではございします。内部的な作業としてもそうだとお伺いすることを申させていただきます。

ただ、そうでございしますけれども、何と申しますか、四月の十二日に各主要行の決算発表がありまして、それを集計した数字を私どもの方で発表させていただきまして、それと同時に、私ども新しい施策を三打ち出させていゝた形です。そのうちの一点でございしますが、不良債権のオフバランス化というものをさらにきつちりした形で進めるといゝることを申させていゝた形です。これは従来新規発生分については三年というところでございしますけれども、それをさらに一年度目に五割程度、それから二年度目には大宗をオフバランス化するということを申させていゝたのであります。

それからまた、特別検査で発生した破綻懸念先以下のものについては、これは即ちこの年度で処理をするということではございします。そうしたことを実現するための最後のよりどころとしてRCCの強化ということもたわせていゝたのであります。

この点、阿部委員の党の方針とは少し違ひかもしれませんが、そういうことで私どもとしては不良債権問題の正常化を図つてまいりたい、このように考えていゝることでございします。

○阿部委員 時間の関係で、私、ちよつと質問という形にはできませんが、実はこの不良債権問題が銀行の貸し出し態度に相変らず影響していゝるという点を非常に強く、本来の金融の役割を果たしていゝないという点で懸念しております。特に、この間、中小企業の貸出金利を上げようという銀行サイドの姿勢があり、なおかつ、いわゆる大手企業においてはさまざまな資本投入がなさ

さほど強いことを言わない。きょう問題になりました中小企業と大手企業の関連で申しますと、やはり余りに不公平な銀行の

あり方あるいは税制のあり方というのは、我が国の活力をゆがめるであろうということでは私の見解を一言申し添えさせていただいて、あと、塩川大臣には、申しわけございせん、時間がなくて御意見を承ることができずに失礼いたしました。ありがとうございます。

○坂本委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○坂本委員長 この際、海江田万里君外二名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べ願ひたいと存じます。財務大臣塩川正十郎君。

○塩川国務大臣 この修正案につきましては、政府としては反対でございします。

○坂本委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の法人税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

本改正案は、昨年の企業組織再編税制に引き続き、一層の企業の組織再編を促進させるため、一体経営がなされ実質的に一つの法人と見ることができる企業集団を一つの納税単位として課税する連結納税制度を我が国に創設しようとするものです。

本法案に反対する第一の理由は、連結納税制度が、持ち株会社をこととした大企業中心の企業再編リストラを本格的に加速させ、労働者に一層の犠牲を強いるからです。

今回の連結納税制度の創設は、財界からの積年の要請にこたえ、企業の国際競争力の強化と経済構造改革を口実に、持ち株会社をこととした戦略的な企業合併や分割等による機動的な組織再編成を促すための税制上の障害を取り除く、一連の企業税制改革の総仕上げと位置づけられていゝます。

これが、既に進行中の大企業の企業再編リストラを本格的に加速させ、労働者に一層の犠牲を強いることは必至です。

第二に、連結納税は、特定の巨大企業集団に継続的な大減税をもたらす、大企業優遇税制の拡大になるからです。

連結納税制度について、政府は、減税を企図するものではなく、企業の経営形態に対する税制の中立性確保と、一体的経営という企業実態に即した適正な課税を実現するためと説明しています。しかし、現実に見る連結納税導入の最大の特徴は、所得の通算によって、赤字子会社があるほど、これを利用する巨大企業集団に継続的な大減税をもたらすことにあり、大企業優遇税制、不公平税制の拡大は明らかです。

第三は、導入に伴う税収減の財源措置についてです。

退職給与引当金廃止など課税ベースの見直しは、それ自体は正されるべきもので、今度の連結納税制度導入と引きかえに措置することは筋違いです。その上、連結納税の恩恵と全く無縁の中小企業に課税強化されています。また、連結付加税は二年間の限定課税にすぎず、中長期的には巨大企業集団に対する減税の仕組みだけを残すものとなっているからです。

なお、民主党提出の修正案については、連結納税制度に対する見解が異なり、反対いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。(拍手)

○坂本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○坂本委員長 これより採決に入ります。

法人税法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、海江田万里君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立少数。よって、本修正案は否

決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○坂本委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、山本幸三君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山本幸三君。○山本(幸)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

法人税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 急激な社会経済構造の変化に対応し、我が国産業の国際競争力を強化するためにも、連結納税制度の円滑な導入が必要である。従って、連結納税制度導入に伴う事務の複雑化にかんがみ、納税者に対する制度の周知及び運用における十分な配慮等に特段の努力を行うこと。

一 歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、連結付加税の見直しについては、企業の連結納税の適用状況及び法人税収の動向等財政事情を的確に踏まえ、検討を行うこと。

一 本改正による連結納税制度の導入に伴う税務執行の事務量にかんがみ、今後とも国税職員・定員の確保・機構の充実・機械化の促進等に特段の努力を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣塩川正十郎君。

○塩川国務大臣 ただいま決議のございました事項につきまして、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○坂本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

法人税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち租税特別措置法の目次の改正規定中「第九節 連結法人の法人税率の特例(第六十八條の八)」を「第九節 削除」に改める。

第三条のうち租税特別措置法第三章に十七節を加える改正規定中第九節を次のように改める。

第九節 削除

第六十八條の八 削除

第三条のうち租税特別措置法第三章に十七節を加える改正規定のうち第六十八條の十一第六項、第六十八條の十二第六項、第六十八條の十四第六項、第六十八條の十五第六項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項及び第八項並びに第六十八條の六十九第一項中「第六十八條の八第一項、」を削る。

本修正の結果必要とする経費

本修正による減収見込額は、平成十四年度において七百三十億円、平成十五年度において千三十億円の見込みである。